

Title	速水融著『近世初期の検地と農民』
Sub Title	
Author	磯田, 道史(Isoda, Michifumi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2010
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.103, No.3 (2010. 10) ,p.563(177)- 567(181)
JaLC DOI	10.14991/001.20101001-0177
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20101001-0177">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20101001-0177</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



速水融著

『近世初期の検地と農民』

知泉書館, 2009 年, 339 頁

本書は、現在は歴史人口学の研究者として知られる速水融氏が「半世紀前」から発表してきた「太閤検地論争」にかかわる論文 8 篇を、最近になって大幅に書き改め、「序章」を新たに書き加え、上梓したものである。初出から単行本への収録のあいだに実に 50 年以上の時間的間隔があり、本書の成立事情は、通常の研究書のまとめ方とはおよそ異なるものとなっている。

著者は旧稿を出版するにあたり、三つの面からの改訂を余儀なくされたようである。第一に、旧稿執筆の当時と現在では歴史学全体の史観が変わり史実認識の進歩もあったから、その変化をふまえたものにする。第二に、「はじめに」に記されているが著者自身の歴史観が変わった。その変わったところを「序章」を中心に説明する。それだけでなく、第三に、歴史叙述の文体について「現代語訳」版のごとく現在の表現に変える。以上、三つの面から改訂増補を行っている。実際、旧稿と比較してみると、他者の論旨の引用部分をのぞいて「封建制」「農奴制」「家父長的奴隷制」など、1950 年代の土地制度の論争が研究の中心であった時代に頻繁につかわれた概念用語の使用は減り、抽象概念よりも具体的な叙述や用語が改訂されている。たとえば「封建領主制」は「近世領主制」といいかえられており、このような改訂箇所や表現の変化自体が、戦後歴史学の進歩と転回を考えるうえで興味をひく。

しかし、本書でなにより興味深いのは、著者が半世紀を経てもなお「太閤検地論争」をふりかえ

り、「検地」と「石高制」をキーワードとして、日本における「中世」から「近世」への移行を考え、近世社会とは何かを大きく論じようとしていることである。

全体の構成を知るために、章建てを示し、あわせて、論文それぞれの初出雑誌名と発表年をカッコ内に明示すると、次のようになる。

口絵 (慶長期検地帳の写真 14 枚)

目次

はじめに

序章 検地と近世社会の形成 (書き下ろし)

第一章 近世領主制確立期における浅野氏 (『三田学会雑誌』1959 年)

第二章 近世初期の検地と本百姓身分 (『三田学会雑誌』1956 年)

第三章 近世初期検地の性格と背景 (『徳川林政史研究紀要』1966 年)

第四章 検地登録人をめぐって (『三田学会雑誌』1962 年)

第五章 紀州慶長検地および検地帳の研究 (『土地制度史学』1959 年)

第六章 紀州北山地方の検地と一揆 (『三田学会雑誌』1958 年)

第七章 領主の検地帳と村の検地帳 (『社会経済史学』1956 年)

第八章 近世初期の家数人数改と役家について (『経済学年報』1958 年)

あとがき

初出一覧

索引

本書は本文だけで 329 頁あり、口絵・目次など 12 頁、索引 10 頁と奥付からなっているが、8 本の論文を上述のように配列して、とくにそれを区分しているわけではない。しかし、内容からいって三つに分けられる。

第一は、日本近世についての著者の考え、初期検地の目的や意義、自身の歴史観について述べた「序章」の部分である。第二は、第一章から第五章までで、ここでは浅野氏が紀伊の領国内で行った

初期検地帳の分析から、検地帳の調査目的を考察し、それから検地帳の登録人いわゆる「名請人」の性格について独自の論説を展開した部分である。第三は、第六章から第八章までで、検地帳を賦役負担力の把握という視点から分析した部分である。近世初期の領主は賦役を必要としており、そこから土豪や「役家」のあり方、のちの宗門人別帳の成立につながる「家数人数改」が初期検地帳作成のなかでどのように行われ、発生してきたかを考察している。

序章において、著者は、まず「近世の成立」とは何かを論じる。近世を、著者らしい表現だが「無意識の内に」近代に近づいた国家形成が進んだ社会だとする。近世の近世たるゆえん、近世的要素について、著者は、幕府が強固な集権力をもち「兵農分離」の社会で「外交・貿易権、貨幣鑄造権」を独占していたことをあげる。そして、その近世の出現のきっかけとして、豊臣政権から徳川政権にかけての「石高制」の成立と、その実現の具体的手段としての「検地」に着目するのである。ただ、検地と石高制を近世成立の重要要素としてこれを分析する著者のこの視点は真新しいものではない。安良城盛昭氏以来の太閤検地の議論の前提でもある。むしろ、著者の視点で新しく価値をもつのは、検地・石高制を論ずるなかで、これまで看過されがちであった近世初期に石高制を成立させた近世領主が、検地でもって「土地の調査ばかりでなく、賦役を負担する農民の数の調査も行われていたこと」への注目を強調している部分である。たしかに、近世初期領主にとって賦役がきわめて重要であったことは、すでに太閤検地論争の後半段階で、後藤陽一氏が「役屋体制」論を展開して論じ、その後、佐々木潤之介氏が「軍役論」で石高制と軍役の問題を論じるのだが、著者の発見は早いほうである。

著者は恒常的に賦役の徴発に迫られていた近世初期の領主が、検地という領国の情報把握＝調査を行うにあたって、土地だけでなく家と人の把握の意図をもっていることを「発見」し、その意義を

論じている。ここなどは本書の価値を高めるものといえよう。また、そうした家と人の把握が1650年代以降に「宗門改」帳簿の成立と、どのような関係にあるのかについても、最後の第八章で論じている。近世初期は戦国との連続性があり、賦役負担、家数人数改の時代であり、その後、1650年代からはじまる年貢負担、宗門人別帳の時代と異なるとの指摘があり、近世を一つの社会段階として捉えることへの警鐘をも含んでいる。

この序章のなかで、著者は1950年代半ばから60年代前半にかけて行われた太閤検地論争を回顧する。当時、論争に加わった論者は、現在では、ほとんどが鬼籍に入っており、ひとり生存する著者は、「その時の論旨を批判する事は、死屍に鞭打つ感が強い」というが、自説も含めて批判の俎上にのせることを決意し、当時の論者の所説を三つに整理する。すなわち、第一は安良城盛昭氏の「太閤検地革命説（革命説）。太閤検地が「封建的農奴制」を上から実現させた「封建革命」であるとする説である。第二は、宮川満氏の「相対的革新説」。太閤検地の革新性は認めるものの、実情をみると、小農自立には年代や地域差も大きい。検地によって一挙に変化したものではなく、地域によっては在地の動向に妥協したり、むしろ有力農民を「役屋」として認め特権を与えるような政策も行われたとする説である。第三が、後藤陽一氏などの「事実追認説」。戦国大名（毛利氏）の検地をみると、太閤検地以前に、すでに本百姓や小百姓が帳付けされている。太閤検地はそうした在地の事実を追認したにすぎない。それよりも、太閤検地は「村落共同体」を画定し、夫役を負担する基本農民を定めたところに意義を見出すべきだ、という説である。

これら三つの立場に対して、著者は、実証的な視点から、どれとも異なる説を唱えたが、当時は、さほど注目されなかったというのが実際であったろう。実は、太閤検地論争の論者たちは、重大な見落としをなしたまま論じていた、というのが著者の見解で、それは第一章から第五章で論証

される。

それらを本格的に論じる前に、著者は自身の「歴史観」の変化について、序章でふれている。太閤検地論争に関係した諸論文を執筆した当時をふりかえって、著者は率直に告白する。「歴史というものは、一つの系列に沿って展開するものだ、と考えていた。古代奴隸制社会—中世封建制社会—近代資本主義社会、というように」。実証的な研究で知られた著者も、当時の時代的趨勢からして、いわゆる「世界史の基本法則」の枠内にあった。その後、ヨーロッパ留学を経て「歴史には単一の発展路線があるのではなく、複数の経路がある」という「経済発展における二つの道」の理論に行き着くのである。しかし、その複数経路の歴史観に立って書かれたのは、本書収録論文のなかでは、1966年に書かれた第三章のみであったから、著者は今回の出版にあたって「封建制」「封建領主制」など世界史発展の基本法則でよく語られる用語を「近世領主制」という表現に改めている。著者は、ヨーロッパの封建制社会は、日本では中世社会にやや類似面を認められるとしても、強固な集権力をもった幕府が存在する近世社会にはまったく当てはまらなると考える。では、「近代」を生み出すヨーロッパにみられた「絶対主義」段階の国家と、日本近世社会との類似や距離を、どのように考えるか、という点をも、是非、著者に問うてみたいが、本書のなかにはそれへの言及はない。無意識のうちに近代に接近した「前近代」というのが、おそらく、本書での、著者の日本近世への世界史的位置づけであろうように思われる。

むしろ、本書で強調されているのは、近世が検地によって石高制を基本とした社会になったがゆえに、後世に与えた影響である。初期検地の意義は（著者は「太閤検地の意義」とするが、こう表現したほうがよかるう）、「何よりも全国の『土地台帳』が作成されたこと」であり、それによって各大名の石高によるハイエラキーが出来上がり、大名が家臣に「特定の土地との関係を絶ち切った」高表示の領地を与えることができるようになった。

著者は、このことが「官僚制に近い形の家臣団編成」を可能にして、近世領主がつくる国家をより近代的なものに近づけたとみているようである。

これについては異論はないが、同じ箇所です「新田畑検地を除いて、検地を大名が勝手に行う事はハイエラキーを乱すのでできなかった」（17頁）としている点は、そのまま首肯できない。たしかに大名が検地を行う場合は、幕府に許可を求めることがあったが、本来、大名は領国で検地を実施できるほどの自分仕置権をもっていた。また、検地だけでは大名の格を示す表高は変わらない。大名相互の「ハイエラキーを乱す」という理由で、大名が検地ができなかったというのであれば、別に論証が必要であろう。大名が容易に検地ができなかった理由は、手間と費用もさることながら、検地を新たな負担増と考える農民の抵抗が予想され、その抵抗が大規模な一揆につながれば、上にいる天下人や幕府からとがめられ、領主権そのものを失いかねないという領主側の危惧が検地が困難な主たる原因ではなかったか。

とはいえ、事実としては、著者の指摘するように、近世領主は、滅多なことでは、自領の検地を行えず、そのため、いったん確定した「村高」は容易に変わることがなかった。ここでは言及されていないが、17世紀後半から18世紀以降になると、「免」とよばれる村高に対する年貢率を引き上げることもしづかなくなった。そのため、石高制の成立と、その後の検地の不実施、年貢率の不変という3要素が重なって、著者のいう通り、その後、増大した生産量は農民や商人のもとに残り、「身分的には被支配層である彼らの一部が、富を手にするようになる」。いわゆる「民富」であり、さらにいえば、近年、小室正紀氏が論じているように、18世紀後半以降、領主層の内部にさえも民富形成を是認するような経済思想が生じてくる。著者が、この動きの初期条件として、近世初期の検地と石高制をあげた点は意義深い。領民に対して「年貢賦課基準」を定めるというのが、この「石高制」システムの特徴であるとし、このような方式

で貢租を集めた前近代社会は、地球上のどこにでもあったわけではないのではないかとする。一定の「年貢賦課基準」ができたことで、それ以上、政治権力者に富が集積するのが妨げられ、民富の形成をもたらし、近代日本の成立につながったという論旨である。

さて、第一章から第五章についても論じなくてはなるまい。この部分は、本書のなかで研究史的に意義のある部分であるといえる。本書の眼目は、次の二つの言明に尽きる。第一は「(検地帳は)土地自身の台帳であって、土地所有の台帳ではない」(17頁)、そこから発想しなければ、すべての議論が誤謬におちいるという指摘である。検地帳が、土地所有の台帳でないとするれば、そこに登録されている登録人(「名請人」)の性格が問題になる。それへの著者のはっきりした答えが第二の言明であり、第五章に明示されている。すなわち、「検地帳には果たして名請人として個々の、現実に生存している農民の名前を示していると言言出来るのだろうか」(190頁)という言明である。これこそが本書のなかで、出色の、もっとも重大な指摘であり、太閤検地論争の根底をゆるがすものであった。もし検地帳の田畠の反別の下に記載された「名請人」が現実に生存している耕作者を示すものでなかったとすれば、太閤検地論争の理論的前提は崩れる。たとえば検地帳に登録された人名が、小字のように田畠を識別するための地名としての記載であるとしたら、どうだろうか。検地帳をもとに耕地保有を論じる意味がなくなるのである。

近世領主によって作成された帳簿を分析に使う場合は、その帳簿が作成された目的、もっといえば、その帳簿はどのような使用目的でもって作成されたのか、この点を批判的に考えたうえで、分析に用いなければならない。これは、史料学の発達してきた今日の日本近世史では常識に類することであろう。しかし、1950年代から60年代にかけての理論卓越的な研究状況下では、それがなされていなかった。戦前には、研究対象としてほとんどかえりみられることのなかった検地帳が、太

閤検地論で一躍「洪水」のようにその利用がはじまった。まともな史料批判がなされることなく諸説の応酬がはじまったのである。

そのなかで、当時まだ30歳前後の著者が冷静な目でもって、この問題を分析していたことは評価されてよいだろう。検地について論じるなら、まずは検地帳を多くあつめて研究するべきだと考えたようで、浅野氏の紀伊国検地の検地帳百数冊に着目し、精密なモノグラフを行うなかで、検地帳登録人の性格について疑義を提起するに至った。ただ、このような検地帳やその登録人の評価についての正当な指摘はすでに中村吉治氏が「検地帳そのものの検討が必要」として行っていた。中村氏は検地帳と宗門帳を比較し「検地帳の名請人中、宗門改帳ですでに死亡したことが明らかな者、入作が記されず、宗門帳にも見られない者のかなり多く見出されること」を指摘していた。したがって、検地帳登録人についての発見は、著者独自のものではない。論争の末期に参入したこともあって、その指摘は、安良城盛昭氏のごとく当時の近世史研究に大きな影響を及ぼすこともなく、また宮川満氏のごとく、全国的に近世初期の史料をひろく蒐集したわけでもなかったから、その後の近世初期研究に幅広い基礎資料を提供したことにもならなかった。しかし、半世紀を経てみると、中村氏と著者が、検地帳についてまっとうな指摘を行っていたことは研究史に刻まれてよいであろう。

太閤検地論争の当時、小農自立の進展度のバロメーターが論点になっていた。いまからすれば考えられないが、そのころは検地帳で、屋敷地をもつ農民数と、無屋敷登録人の数を調べ、その比率でもって、小農自立政策の結果を考えるといったことがなされていた。著者は紀伊国検地帳の実証から、農村・山村・漁村で先の比率にさして変わりが無いことを示し、検地帳から「小農自立」を論じることの不可を論じた。

おそらく、このあたりから、著者の脳裏に、では「小農自立」をどのような史料から論じるか、ということが想起されたのであろう。小農自立は検地

帳でなく宗門帳から論じるべきであり、検地の問題ではなく、家族の問題としてとらえなおす、速水的な小農自立論への転回が芽生えたみたい。その意味からして、本書は、家族規模や有配偶（結婚）から、小農自立の問題を説いた、あの歴史人口学の金字塔的著作『近世農村の歴史人口学的研究——信州諏訪地方の宗門帳分析』の前提としての性格を十分にもっていたとも考えられる。本書は、随所に、著者の卓見がちりばめられている。たとえば「領主は役家の設定をしたものの、それを維持したり、或いは毎年この調査を行って役家制を存続・強化させることはしなかった」といった今日まだ十分に論じられていない論点が散見される。著者自身がその指摘にそれ以上の論及をしていないところが惜しくさえ思われる。「宗門改帳はそれ自身としてはその村の家数や人数を算定するものではなかった」(300頁)なども、そうで

あろう。本書が検地帳を扱ったのと同じ視点にたてば、今日行われている宗門帳の歴史人口学への利用も十分なる史料批判が必要であるのはいうまでもない。

著者は本書を次の言葉で結んでいる。「世界も日本も大きく変動した。筆者自身の歴史への接近法も良悪は別として変わり、そして馬齢を重ねた。階前の梧葉は、秋声どころか、冬になって枯れ落ち始めている」。梧葉すなわちアオギリの葉は、大きくそして幅広く手をひろげている。落葉すれば、それを糧として、新しい芽生えを生じさせるに十分な養分を含んでいる。大家が半世紀前をふりかえった本書の視点を糧に、また新たな研究が芽生えることを評者も願っている。

磯田道史  
(茨城大学人文学部准教授)